

第 5309 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月11日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国外財産調書

Q：国外に一定額以上の財産がある人は書類を提出しなければならないようになったか。どのようなものなのですか？

A：年末に5千万円を超える国外財産を有する非永住者以外の居住者は、所轄税務署長に国外財産調書を翌年3月15日までに提出しなければなりません。

【解説】

国外財産調書の提出制度は、国外財産に係る課税の適正化の観点から、平成24年度の税制改正で導入され、平成26年1月から施行されている制度です。

内容は、その年12月31日において、5千万円を超える国外財産を保有する非永住者以外の居住者は、その翌年3月31日までに国外財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を所轄税務署に提出しなければならないというものです。

居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいい、非永住者とは、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以上である個人をいいます。

なお、国内において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する個人その他一定の者については、国内に住所を有する者と推定されることとなっています。

